

番号	7
措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 4 第 2 項に規定する運送の区域に関し、あらかじめ定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認める旨、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて（平成 21 年 7 月 22 日付け国自旅第 83 号自動車交通局旅客課長通達）を発出し、福祉有償運送における運送の実態を踏まえた取扱いが可能となっている。
関係省庁	国土交通省